

国民健康保険限度額適用認定証をお持ちの皆様へ

年度更新の手続きはお済みですか？



現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証は令和 6 年 7 月 31 日が有効期限となっております。

8 月以降も高額療養費対象で入院または通院をされる方は、次のとおり更新の手続きが必要となります。

なお、70 歳以上の方は「国民健康保険高齢受給者証」がありますので、お手続きは不要です。

○ご用意いただく書類

○国民健康保険限度額適用認定申請書(様式第 9 号)

○令和 6 年度(令和 5 年度)所得・課税証明書

- ① 申請書に組合員・対象者の個人番号(マイナンバー)を記入しない方
⇒令和 6 年度(5 年分)所得・課税証明書(佐建国保加入者全員分)も提出下さい。
- ② 申請書に組合員・対象者の個人番号(マイナンバー)を記入した方
⇒限度額適用認定申請書のみ提出下さい。(所得・課税証明書の提出は不要)

マイナ保険証※1 を医療機関※2 の窓口で提示すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、

マイナ保険証をぜひご利用ください。

※1…電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

※2…オンライン資格確認を導入している医療機関等である必要があります。

傘下支部組合の確認について

31

国民健康保険 本人 有効期限 平成32年03月31日
被保険者証 (被保険者) 交付日 平成31年04月01日
 記号 303 番号 012345

氏名 建連 太郎
 生年月日 昭和57年09月01日 性別 男
 資格取得年月日 平成25年04月01日
 被保険者名 建連 太郎 見本
 保険者番号 113039
 保険者所在地 佐賀県佐賀市鍋島町大字森田469番地1
 保険者名称 佐賀県建設国民健康保険組合
 TEL 0952-30-8121

01 2345

↳ 佐賀建設労働組合所属

※番号の始め2桁が所属している傘下支部組合を示しています。

【傘下支部組合一覧】

自身の健康保険証右上の番号をご確認下さい。最初の2桁が支部組合を示しています。

No	支部名	住所	連絡先
01	佐賀建設労働組合	佐賀市鍋島町大字森田512-1	0952-34-4393
02	武雄地区建設組合	武雄市朝日町大字中野6404	0954-22-3654
03	伊万里市西松浦郡建設労働組合	伊万里市立花町大字広田1513-18	0955-23-4930
04	鳥栖三養基建設労働組合	鳥栖市今泉町六枝2494	0942-82-7772
05	藤津建設労働組合	鹿島市大字高津原1727	0954-62-6040
06	小城建設労働組合	小城市三日月町久米1732-1	0952-72-2724
07	杵島建設労働組合	杵島郡白石町大字東郷2302番地2	0952-84-3560
08	嬉野建設厚生組合	嬉野市嬉野町大字下宿甲4716-13 (橋爪宅)	0954-43-3823
09	塩田建設組合	嬉野市塩田町大字久間乙540 (野中宅)	0954-66-4009
10	神埼建設労働組合	神埼市神埼町鶴3854-4	0952-52-3337
12	多久建設労働組合	多久市多久町別府7071番地96 (永井宅)	0952-74-2817
13	有田地区建設労働組合	西松浦郡有田町戸杓乙3209-3 (松尾宅)	0955-42-2572
14	唐津建設労働組合	唐津市神田2201番地5-2	0955-58-8485
15	武雄左官組合	武雄市西川登町大字小田志17122 (福田宅)	0954-28-3263
17	杵島東部左官業組合	杵島郡白石町坂田3201 (西村宅)	0954-65-2498